

富山市斎場再整備事業
要求水準書（案）

平成 30 年 4 月
富山市

目次

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 本事業の目的	1
3 基本方針	1
4 事業概要	2
5 適用法令・基準	3
6 要求水準の変更	5
7 災害時の対応	5
8 光熱水費の負担について	6
9 本要求水準書に記載のない事項	6
第2章 施設整備業務要求水準	7
1 基本要件	7
2 事前調査業務	9
3 設計業務	9
4 施設整備要件	11
5 建築付帯設備要件	19
6 火葬炉整備要件	22
7 仮設道路、仮設駐車場の整備要件	35
8 建設業務	35
9 備品等整備業務	39
10 工事監理業務	39
11 予約システム整備業務	39
12 所有権移転業務	41
13 各種申請等業務	41
14 稼動準備業務	42
第3章 維持管理業務要求水準	43
1 基本要件	43
2 建築物保守管理業務	44
3 建築設備保守管理業務	45
4 火葬炉保守管理業務	45
5 清掃業務	45
6 植栽・外構維持管理業務	46
7 環境衛生管理業務	46
8 警備業務	46
9 残骨灰及び集じん灰処理業務	46

10	予約システム保守管理、更新業務	47
11	その他	47
第4章	運営業務要求水準	48
1	基本要件	48
2	施設の運営概要	48
3	予約受付業務	49
4	利用者受付業務	49
5	火葬業務	49
6	火葬炉運転業務	50
7	胞衣等の火葬業務	50
8	待合室関連業務	50
9	多目的室関連業務	51
10	物品販売業務	51
11	料金徴収代行業務	51
12	その他	52
第5章	現斎場の解体撤去業務	54
1	基本要件	54
2	解体撤去業務	55
3	廃棄物の処分業務	55
4	跡地整備業務	55
別紙1	用語の定義	56

第1章 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、富山市（以下「本市」という。）が「富山市斎場再整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の「施設整備業務」、「維持管理業務」、「運営業務」及び「現斎場の解体撤去業務」について、本市が事業者に要求する具体的な水準を示すものである。なお、本書は、本市が事業者に要求する最低限の水準であり、本書が示す水準を上回る水準で業務を実施（提案）することを妨げるものではない。

本要求水準書は現段階では案であり、実施方針等に対する意見等を踏まえて修正をしたうえで、要求水準書として募集要項公表時に公表する。

2 本事業の目的

本市では、富山霊園富山市斎場、北部斎場、大沢野斎場、婦負斎場と、合せて4つの斎場を有している。中でも、本斎場は整備後約50年が経過し、老朽化が深刻な他、将来の火葬需要への対応等の課題を抱えていることから、斎場の再整備に向けて取り組むこととし、平成30年（2018年）2月に「富山市内斎場再整備事業基本構想」を、平成30年（2018年）4月に「富山市斎場再整備基本計画」を取りまとめた。

本事業を進めるにあたっては、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより財政支出の縮減と平準化、サービスの質の向上を図ることを目指す。

3 基本方針

富山市斎場再整備にあたっての基本方針は次のとおり。なお、「富山市内斎場再整備事業基本構想」「富山市斎場再整備基本計画」も参照すること。

◎大方針

1. 市民ニーズに応えた安心安全な施設とします。
2. 市民サービスの維持・向上を実現します。
3. 将来的な課題に対応した効率的な施設とします。

○個別方針

- ① 人生の終えんの場にふさわしい施設
 - ・遺族のプライバシーに配慮し、落ち着きと安らぎの感じられる施設とします。
- ② 利用者の多様なニーズや利便性に配慮した施設
 - ・現在のサービス水準を維持し、今日的な葬儀形態に対応した施設とします。
- ③ 安心して利用できる施設

- ・自然災害に強く、誰もが使い易いユニバーサルデザインを取り入れた施設とします。
- ④ 将来の需要に対応できる施設
 - ・将来的な火葬需要の変動を見据えた整備計画とします。
- ⑤ 環境面に配慮した施設
 - ・周辺環境にやさしく、「環境モデル都市」「環境未来都市」にふさわしい施設とします。
- ⑥ 運営面を考慮した効率的な施設
 - ・運営しやすい効率的な施設にするとともに、長期的見地から、施設整備、維持管理運営にかかる財政負担削減に取り組みます。

4 事業概要

(1) 事業名

富山市斎場再整備事業

(2) 事業の範囲

以下に挙げる施設（以下「本施設」という。）の整備及び運営維持管理、新斎場の整備期間中における現斎場稼動のための仮設進入路、仮設駐車場の整備及び管理、新斎場の供用開始後における現斎場の解体撤去を本事業の範囲とする。

- ① 新斎場施設（火葬部門、待合部門、管理部門、共用部門）
- ② 外構（駐車場、歩車道、緑地等）
- ③ 現斎場施設（火葬棟、式場棟、会館棟、渡り廊下）
- ④ 仮設施設（仮設進入路、仮設駐車場）

(3) 事業内容

新斎場施設及び外構の設計、建設、維持管理及び運営並びに現斎場施設の解体撤去、跡地整備

(4) 事業スケジュール

日程	内容
平成 31 年（2019 年）4 月 ～平成 33 年（2021 年）8 月	設計、建設
～平成 33 年（2021 年）8 月	新斎場運営準備、及び新斎場施設の引き渡し
平成 33 年（2021 年）9 月	新斎場施設供用開始
平成 33 年（2021 年）9 月	現斎場の解体撤去、跡地整備

～平成 34 年（2022 年） 3 月	
平成 33 年（2021 年） 9 月 ～平成 53 年（2041 年） 3 月	維持管理、運営
平成 53 年（2041 年） 3 月末	事業期間終了

（５） 事業方式

PFI（BT0）方式

5 適用法令・基準

事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。以下に記載のない法令等についても、適宜参照し、遵守すること。

【法令・条例等】

- ・墓地、埋葬等に関する法律
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・道路法
- ・消防法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・大気汚染防止法、悪臭防止法
- ・騒音規制法、振動規制法
- ・土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法
- ・電気事業法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・警備業法
- ・労働安全衛生法
- ・健康増進法
- ・建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・危険物の規制に関する政令

- ・最低賃金法
- ・地方自治法
- ・富山県建築基準法施行条例
- ・富山県景観条例
- ・富山県環境基本条例
- ・富山県民福祉条例
- ・富山市景観まちづくり条例
- ・富山市環境基本条例
- ・富山市緑化推進条例
- ・富山市水道事業給水条例
- ・富山市下水道条例
- ・富山市情報公開条例
- ・富山市個人情報保護条例
- ・富山市斎場条例
- ・富山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- ・その他関連法令及び条例等

【要綱・基準等】

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同基準の資料
- ・建築設計基準及び同解説
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・富山市グリーン購入調達方針
- ・(一財)建築保全センター編集の保全業務の実施時における最新版の建築保全業務共通仕様書（国土交通省営繕部監修）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・その他関連要綱及び各種基準

6 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更することがある。

- 1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- 2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- 3) 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- 4) その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づき事業者へ支払うサービス対価を含め、事業契約書の変更が必要な場合は、必要な契約変更を行うものとする。

(3) 事業期間終了時の要求水準

- 1) 事業者は、事業期間終了時において、施設（予約システムも含む。）のすべてが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で本市へ引き継ぐこと。
- 2) 事業期間終了時の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）については、概ね2年以内の大規模修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）または更新を必要としないと判断できる状態とすること。
- 3) 本事業の事業期間内においては、建築物の大規模修繕は事業者の業務範囲外とする。事業期間中に大規模修繕が必要となった場合には、別途本市の負担にて行うものとする。
- 4) 事業期間終了に当たり、事業者は本市と協議の上日程を定め、事業期間終了時の要求水準について協議を行うとともに、本市の立会いの下に上記状態についての確認を受けることとする。

7 災害時の対応

(1) 常時における備蓄等

3日間の火葬件数（最大22件×3日）に対応できるよう、非常用発電装置におけるエネルギー供給を含め、必要な燃料等を備蓄すること。また、火葬に必要な物品等の備蓄を行うこと。備蓄量については、事業者の提案とする。

災害発生時における火葬炉運転計画及び斎場運営計画を、3日間の火葬件数に対応できるよう、24時間稼働を想定してあらかじめ策定すること

上記の常時における備蓄等に要する費用は、事業者の負担とし、サービス対価に含まれるものとする。

(2) 大規模災害への対応

大規模災害が発生した場合において、本市が必要であると判断したとき（以下「災害発生時」という。）には、事業者は業務実施時間を延長し、災害対応への支援を行うこと。また、災害発生時には、一時的に周辺住民の緊急避難場所として施設を開放すること。本対応に関する費用は、サービス対価とは別途、本市が負担する。

8 光熱水費の負担について

- 1) 本事業の維持管理・運営に係る光熱水費（電気、ガス、水道、灯油）は本市が負担する。支払方法については、事業者が供給者と契約し、本市が実費相当額を事業者に支払うことを想定している。なお、供給者との契約にあたっては事前に本市と協議すること。
- 2) 物品販売業務に要する光熱水費、及び事業者が提案し本市が許可して実施される自主事業に要する光熱水費は、事業者の負担とする。なお、使用料については子メーターで管理し毎月本市に報告することとし、事業者が使用した分の光熱水費を除いて本市に請求すること。
- 3) 事業者は、施設の維持管理運営においては、積極的に省資源・省エネルギーに努めること。
- 4) 事業者は、毎月の光熱水費の使用料を整理し、「使用料報告書」として本市に提出すること。

9 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで事業者の提案とする。

第2章 施設整備業務要求水準

1 基本要件

(1) 立地条件

本施設が立地する事業場所の前提条件は、次のとおり。

項目	概要
事業予定地	富山市西番 135 番地（現富山市斎場敷地内）
敷地面積	12,714.55 m ² （富山市財産台帳）※
区域区分	市街化調整区域 ※都市計画決定未決定 ※建築基準法第 51 条ただし書きの許可により整備予定
防火地域	無指定
建ぺい率	60%
容積率	200%
道路斜線制限による 建物高さ	・適用距離 20m ・斜線勾配 1.25
隣地斜線制限による 建物高さ	・立上がり 20m ・斜線勾配 1.25
土地の所有者	本市、北陸電力株式会社及び財務省
交通アクセス	富山駅から車で約 30 分
隣接道路	市道（西番 49 号線）、一般県道（174 号上滝山室線）
給水	敷地内の管（25 mm）から取水
排水	敷地内 2 か所に農業集落排水公共柵あり

※敷地面積については、今後の測量により変更となる可能性がある。

(2) 敷地条件

事業予定地の敷地条件に関しては、次に示す資料を参照すること。

項目	資料
敷地の現況	添付資料 1 計画地案内図 添付資料 2 簡易測量図 添付資料 3 土地利用現況図 添付資料 4 土地利用計画図
インフラ	添付資料 5 インフラ整備現況図
敷地の地質及び地盤	添付資料 6 ボーリング調査結果

(3) 供用開始期限

本施設のうち、新斎場は、平成 33 年（2021 年）9 月までに供用開始できるよう施設整備を行うこと。

平成 34 年（2022 年）4 月 1 日から本施設のすべてが供用開始できるよう平成 34 年（2022 年）3 月 31 日までに施設整備、解体及び撤去、跡地整備を行うこと。

(4) 施設規模

本事業において整備する施設の概要は下表のとおりとする。

なお、一遺族の会葬者数は、現状（平成 26 年度）において年間件数の約 90%が 30 名以下であり、平均人数は 17.3 人／件である。最大は 46 人～50 人が 1 件で、上位から 95%に当たる人数は 31 人～35 人である。こうした現状を踏まえて施設規模を計画すること。

将来の火葬件数の予測については、「富山市内斎場再整備事業基本構想」を参照すること。

下表に記載されていない必要な施設等については、事業者の提案とする。

項目	概要
構造	事業者の提案による。
建築面積	事業者の提案による。
延床面積	3,320 m ² 以上で事業者の提案による。
火葬炉	火葬炉 11 基、胞衣産汚物炉 1 基
告別・収骨室	5 室以上とする。
お別れホール	事業者の提案による。 告別・収骨室、お別れホールを一体とすることも可能。
待合ホール・待合室	設置する。待合室 3 室以上
自動販売機	設置する。詳細は事業者の提案による。
多目的室	1 室
事務室	1 室
会議室	1 室
駐車場	斎場利用者用：乗用車 50 台以上、マイクロバス 8 台以上 管理・業務用：乗用車 15 台以上
緩衝緑地	事業者の提案による。

(5) インフラへの接続条件

インフラへの接続に関する要件は下表のとおりとする。

項目	要件
上水道	敷地の埋設管から接続すること。
下水道（污水）	農業集落排水に接続すること。
雨水排水	敷地周囲の既設の水路に放流すること。
電気	近隣の既設の電力線から引き込むこと。
電話	近隣の既設の電話線から引き込むこと。

2 事前調査業務

(1) 環境に与える影響の調査

- ・事業者は、本施設の建設工事着手前までに本施設が工事中及び供用時に環境に対して与える影響の調査、予測及び評価を実施し、本市に報告し確認を受けること。調査項目は、次に示す内容以上とすること。
- ・散水で地下水を利用する場合は、井戸水枯渇調査を実施すること。
 - ア 大気質（二酸化炭素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、硫化水素、ダイオキシン類）
 - イ 騒音（環境騒音、道路交通騒音、低周波音）
 - ウ 振動（環境振動、道路交通振動）
 - エ 悪臭（臭気指数）
 - オ 地盤
 - カ 地下水

(2) その他の事前調査

- ・事業者は、業務に必要となる調査及び法令上必要な調査を、関係機関と十分協議を行った上で実施すること。
- ・調査を実施する際には、調査前に本市と協議すること。
- ・施設周辺の建物の調査、テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。
- ・調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜実施すること。
- ・調査を行うにあたっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。

3 設計業務

(1) 業務の対象範囲

- ・事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、本施設を整備するために必要な基本設計及び実施設計を行う。
- ・建築確認申請等の必要な手続き等は、事業者が実施すること。本市が提供した地質調査等の資料以外に、事業者が必要と判断する調査がある場合は、自ら調査を行うこと。

(2) 業務期間

- ・設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画すること。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 計画及び報告

1) 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理

- ・事業者は、設計業務の主任技術者を配置すること。
- ・設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。
- ・組織体制と合わせて設計着手前に次の書類を提出し、本市の承認を受けること。

- ア 設計業務着手届
- イ 配置技術者届（設計経歴書添付のこと。）
- ウ 担当技術者・協力技術者届

2) 設計計画書及び設計業務完了届の提出

- ・設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本市に提出し承認を得ること。
- ・設計計画書に基づき定期的に本市に対して設計業務の進捗状況の説明、報告を行うこと。
- ・建築基準法 51 条ただし書きを適用した建て替えを実施するため、本市の担当部署（建築指導課）と連絡をとりながら手続きを進めること。
- ・基本設計及び実施設計の各終了時に、下記に示す設計図書等を本市に提出して承認を得ること。必要部数及びデータ等の形式は、本市の指示に従うこと。

①基本設計

- ア 設計図
- イ パース図
- ウ 基本設計説明書
- エ 意匠計画概要書
- オ 構造計画概要書
- カ 設備計画概要書
- キ 工事費概算書
- ク 諸官庁協議書、打合議事録
- ケ 地質調査報告書（事業者が独自に調査を行った場合のみ）
- コ 要求水準書及び提案書との整合性の確認結果報告書
- サ 設計業務完了届

②実施設計

- ア 設計図

- イ 実施設計説明書
- ウ 数量調書
- エ 工事費内訳明細書
- オ 構造計算書
- カ 設備設計計算書
- キ 什器備品リスト、カタログ
- ク 建物求積図
- ケ 許可等申請、各種届出等
- コ 諸官庁協議書、打合議事録
- サ 要求水準書及び提案書との整合性の確認結果報告書
- シ 設計業務完了届

(4) 設計変更について

本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設等の設計変更を要求することができる。この場合の費用負担については、事業契約書に定める。

4 施設整備要件

(1) 基本要件

- ・維持管理における作業性、効率性も含め、建築物、付帯設備及び火葬炉について、総合的、経済的な検討を行って計画すること。
- ・耐震性を重視し、機能的、構造的に災害に強い施設とすること。
- ・省エネルギー、省資源及びライフサイクルコストの削減を考慮した耐久性の高い施設とすること。
- ・施設稼働期間（約50年）を見据え、配管等も含めた修繕を行いやすい構造とすること。
- ・すべての利用者が安全で快適に利用できる施設づくりを行うこと。
- ・プライバシーの保護に配慮した施設とすること。
- ・動線計画は、遺族の心情に配慮し、一連の葬送がスムーズに執り行われるように工夫すること。また、利用者のプライバシー保護のため、利用者動線が交錯しないよう、配慮すること。
- ・到着から告別、待合、収骨に移動する遺族や会葬者同士及び作業員等との動線の交錯がなく、維持管理・運営上も効率的な動線となるように配慮すること。
- ・「富山市環境未来都市計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入に努めること。
- ・「富山市公共建築物等木材利用推進方針」に基づき、木材の利用に努めること。
- ・外構及び斎場施設内に案内表示を設け、利用者の誘導を図ること。
- ・適切な場所にAED（自動体外式除細動器）を設置すること。

(2) 建物の構造

①耐震性能

新斎場の構造については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

②施設の耐用年数

- ・建設物としての耐久性能を50年程度とする。
- ・個々の部位、部材、設備、部品等については、十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択及び施設の設計を行うこと。

③周辺環境・地球環境への配慮

- ・施設が周辺環境に与える影響を軽減し、周辺環境の保全に努めること。
- ・建物の外観は、周辺の景観に配慮したものとする。
- ・地球環境保護に配慮し、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。
- ・省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮した施設にするとともに、自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気等）や、節水器具の採用、リサイクル資材の活用、廃棄物発生抑制等に配慮すること。

④ユニバーサルデザイン対応

- ・高齢者・障害者等を含む本施設のすべての利用者が施設（外構・敷地へのアプローチも含む）を不自由なく、安心・安全かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮すること。また、身体障害者用の動線は、可能な限り一般動線と同じになるよう計画すること。

⑤ 標準仕様

- ・設計及び施工においては、原則として、「第1章5適用法令・基準」に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的な水準以上を確保すること。

(3) 施設規模・施設構成

1) 全体

- ・新斎場の規模は本事業を適切に実施できる内容で設定すること。
- ・施設全体を火葬部門、待合部門、管理部門、駐車場等の4部門とする。下表に最低限の数量等を示す。各部門の施設構成等については、要求水準書記載事項のほかは、事業者の提案とする。
- ・建築計画において、可能な限りコンパクトで効率的な施設とすること。
- ・自主事業のために施設を追加することは、原則として認めない。ただし事業者が提案時に提案し、本市が事業契約締結までに承認した施設については、必要最小限の範囲で設置を許可する場合がある。なお、動物炉、葬儀式場の設置は認めない。

区分1	区分2	区分3	数量	面積 m ²	備考
建物	火葬	エントランス車寄せ（屋根付き）			
		エントランスホール			
		お別れホール			
		告別室・収骨室	5室以上		
		炉室（人体炉11基＋胞衣産汚物炉1基）	12基		台車式
		炉設備機械室（2階）			
		監視室・作業員休憩・手洗い・更衣室			
		機械室（発電・電気、空調）			
		倉庫・台車庫			
		残灰処理室			
	霊安室		20m ² 以上	2遺体分	
	その他諸室・通路等（階段室、EV含む）				
	待合	待合ホール			
		多目的室	1室	60m ² 程度	
		準備室・控室		45m ² 程度	
		待合室	3室以上		
		自動販売機			
		トイレ			
	その他諸室・通路等（階段室、EV含む）				
	管理	管理事務室・更衣室			
会議室		1室			
トイレ、湯沸室					
倉庫			10m ² 以上		
その他（通路等）					
延床面積			3,320m ² 以上		
駐車場等	駐車場等	車路			
		バス待機場	8台以上		車寄せでの待機台数を含む
		一般乗用車駐車場	50台以上		
		従業員駐車場			
		喫煙場所			
		業務用ヤード（搬入・搬出路、荷捌き場）			
緩衝緑地					

2) 各部門、諸室の要件

①火葬部門

室名等	条件
エントランス 車寄せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 霊柩車及びバスが横付けできる乗降スペースとする。 ・ 降雨（雪）時にも乗降がスムーズにできること。 ・ 降雨（雪）時に会葬者及び棺が濡れることがないよう、庇や囲い等を設けるなど工夫をすること。 ・ 庇等の高さはバスが入れる空頭を確保すること。 ・ 車両及び会葬者が迷わないよう適切な誘導表示を行うこと。 ・ 会葬者1遺族分として「霊柩車+バス1台」を単位とし、同時に2遺族が利用可能な車寄せの整備を基本とする。なお、車寄せに直列に並ばない場合、バスの回転可能なロータリー・待機場の設置等で対応する。
エントランス ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の主出入口とする。 ・ 多数の会葬者が集中するときも各室への円滑な動線処理ができる面積、設計とすること。 ・ 遺族の心情に配慮し、落ち着きと安らぎの感じられる空間・意匠とすること。 ・ エントランスホール入口（玄関口）には風除けのためのスペース・設備等を設けること。
お別れホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 告別・収骨の前に会葬者が一時滞留するスペースとする。 ・ 遺族の心情に配慮し、自然光や外部の緑地景観の取り入れ等に配慮し、明るく清楚で安らぎの感じられる空間・意匠とすること。 ・ 告別室・収骨室と機能を一体化することも可能とする。 ・ 他の会葬者と動線を分離すること。
告別室・収骨 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会葬者と遺体の最後のお別れの場所とする。 ・ 火葬炉に棺を納める作業を行う場所とする。 ・ 会葬者が火葬炉前室に棺を納めるところを見送ることができること。 ・ 会葬者が収骨を行う場所とする。 ・ 告別室・収骨室は、5室以上とする。 ・ お別れの場所にふさわしい厳粛な空間とすること。 ・ 棺運搬車から台車への載せ替え作業を円滑にできるスペース、広さに見合った天井高を確保すること。 ・ 床は、棺運搬車、台車の重量に耐えられる材料で構成すること。 ・ 特定宗教、宗派の様式に偏らないよう配慮すること。 ・ 収骨する人全員がゆとりをもって収骨できる空間とすること。 ・ 出入口は、車椅子の利用者が出入りしやすいよう配慮すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・遺影台、焼骨台等を設置すること。 ・長期にわたる使用による微細粉、臭気、汚れの付着への対策を行うこと。
監視室	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉設備等を監視・管理するための場所とする。 ・炉室に隣接した場所に設置すること。
職員休憩・手洗い・更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の休憩等の場所とする。 ・会葬者用とは別の職員等のためのトイレを設けること。 ・炉室等に近い場所に配置することが望ましい。 ・更衣室及びトイレを隣接させることが望ましい。 ・職員のための脱衣室、シャワー室を設けること。
炉室	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉を設置する場所とする。 ・火葬業務に従事する従事者の健康管理に留意し、吸音、空調、採光等を十分検討し、良好な作業環境を保つこと。
炉設備機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・排風機、集じん機、冷却器等を設置する場所とする。 ・省スペースのため、なるべく2階に設置すること。 ・効率的に保守・点検作業が行えるよう配慮すること。
機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、発電、電気の機械を設置する場所とする。 ・効率的に保守・点検作業が行えるよう配慮すること。
倉庫・台車室	<ul style="list-style-type: none"> ・炉内台車、棺運搬車を保管する場所とする。 ・修理材料や備品を保管できる場所とする。 ・炉内台車及び棺運搬車の清掃やメンテナンス等ができるよう配慮すること。
残灰処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・残骨灰及び集じん灰を収集し、一時保管する場所とする。 ・残骨灰及び集じん灰を搬出する際、会葬者の目に触れないよう配慮すること。
霊安室	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬までの間、遺体を一時冷蔵・保管する場所とする。 ・遺体用冷蔵庫を設置すること。 ・遺体2体分の棺の収容が容易であること。 ・排気が十分に行われ、清掃がしやすい構造とすること。 ・霊安室、火葬炉、多目的室を移動する動線に配慮すること。
その他諸室、通路等（階段室、EV含）	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・安全性に配慮すること。 ・職員や委託先事業者の働きやすさに配慮すること。

②待合部門

室名等	条件
待合ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・告別や収骨までの間、会葬者が一時的に休憩する場所とする。 ・心静かに落ち着ける空間とすること。
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、集会等多様な用途に利用できる場所とする。 ・備品貸出により小規模な葬儀（30名程度まで）にも対応できる場所とする。
準備室・控室	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的室利用者等のための準備室・控室とする。 ・多目的室に近接した位置に設置すること。
待合室	<ul style="list-style-type: none"> ・収骨までの間、遺族等ごとに個別に利用する待合室とする。 ・湯茶の準備ができる給湯コーナーを設ける（別途給湯室として整備してもよい）。 ・3室以上を設けることとする。 ・各室の規模は事業者の提案とするが、20名程度がゆったりくつろげる空間を基本とし、利用人数の増減に対応できる工夫を行うこと。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料を販売する自動販売機を設置すること。 ・設置場所は事業者の提案とするが、待合ホール、待合室付近に設置することが望ましい。 ・設置に際しては、その場の雰囲気に合わせて色彩の調和や遮蔽等の工夫に配慮する。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・会葬者のための男子用、女子用、多機能トイレを設置すること。 ・便器は洋式を基本とすること。男子用には小便器を設けること。 ・ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・高齢者、身体障害者、乳幼児連れ利用者等の利用を想定した設備を設けること。 ・多機能トイレは、車椅子での利用がしやすいよう十分な空間を確保すること。 ・少なくとも本施設内の一か所には、オストメイト対応の多機能トイレを設置すること。オストメイト対応の多機能トイレには、パウチ洗浄用の専用流し台を設けること。
その他諸室・通路等（階段室、EV含）	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・会葬者の利便性に配慮すること。 ・多目的室を2階以上に配置する場合は、葬儀等を行う場合に棺の運搬が可能な大型エレベーターを設置すること。

③管理部門

室名等	条件
管理事務室・更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設全体の事務を取り扱う場所とする。 ・会葬者等の受付、案内を行う場所とする。 ・職員等の更衣室を設けること。 ・職員等の働きやすさに配慮すること。
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の会議や来客用に使用する場所とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等のためのトイレを設けること。配置によっては、会葬者と共用も可能とする。
湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が利用する給湯室又は給湯スペースとする。
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・書類、備品等を収納する場所とする。
その他（通路等）	<ul style="list-style-type: none"> ・通路等はユニバーサルデザインに配慮したものとする。 ・残骨灰置き場（一時保管場所）を別途確保すること。

④駐車場等

室名等	条件
アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場からエントランスまでの間のアプローチ歩道には、雨よけの庇等を設ける。
バス待機場	<ul style="list-style-type: none"> ・バス8台分以上（車寄せでの待機台数を含む）の待機場を設置すること。 ・バスが円滑に回転できるロータリー等の設置が望ましい。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・会葬者等用の駐車場を50台以上設けること。（現状の利用実態からみて、常時開設35台程度、臨時開設15台程度に区分して分散配置することは可とする） ・駐車場の主出入口は県道側に設置すること。その他の出入口を市道側に設置することは可とする。 ・法令等に従い、車いす利用者用駐車場を設けること。また、身体障害者、妊婦、けが人及び乳幼児連れ利用者等が利用できる駐車場を適切な位置に設けること。 ・職員用、葬祭事業者等用の駐車場は適切な台数設けること。会葬者等用とはなるべくゾーン分けをすることが望ましい。 ・駐車場内に安全な歩行者路を確保すること。歩行者路には雨よけの庇等を設置することが望ましい。 ・消・融雪設備を設置すること。
喫煙場所	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止のための措置をとった喫煙場所を屋外に設けること。
業務用ヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・保守・点検、修理等の材料、廃棄物等の搬出入や荷捌き等を行う場所とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬部門、管理部門と近接した場所とすることが望ましい。 ・会葬者から作業の様子が見通しにくいよう工夫をすることとする。 ・消・融雪設備を設置すること。
緩衝緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設と周辺環境の調和を図り、また、遺族や会葬者の悲しみを和らげ、安らかな心で故人を見送ることができるよう、癒しと優しさの感じられる空間として整備する。 ・立木、草花、芝生、散策路等を組み合わせることとし、彫刻や噴水・池は設けない。 ・北陸電力用地についても、会葬者に安らぎを与える空間として、市有地とともに一体的に緑化をする。この場合、地下の導水管への影響を考慮し、深く根を張る樹木等は避け、地被植物や草花、低木等の植栽が望ましい。 ・維持管理がしやすく美観が保ちやすいよう配慮することとする。

(4) 動線計画

1) 屋外の動線

- ・敷地内においては、歩行者と車両の分離を原則とし、複数の動線が交錯しないよう単純で分かりやすく安全性の高い動線計画とする。車両動線は安全性の視点から余裕をもった視距や回転半径の確保に留意する。
- ・車両の出入口は、原則として県道（174号上滝山室線）側に設置する。
- ・北陸電力導水管の荷重影響範囲内には、原則として車両の通行動線は設けない。総重量4t未満の車両が一時的に通行する等、限定的利用は可とするが、具体的には北陸電力との協議が必要である。
- ・会葬者が集中する混雑時においても周辺道路の交通に極力影響を及ぼさないよう（進入待ちの車両が道路上に滞留しないよう）、敷地内においてバスの待機場やロータリーの設置など余裕のある交通空間の確保に留意する。

2) 屋内の動線

- ・屋内の動線計画にあたっては、霊柩車到着、告別、納炉、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保した計画を立案すること。会葬のスムーズな進行を確保した上で、利用者のプライバシーに配慮した計画を立案すること。

(5) 配置計画

- ・施設の配置計画・規模については民間事業者提案とするが、周辺環境との調和、会葬者の利便性、ニーズ、動線等を考慮すること。
- ・日照や景観に配慮し、建物等が県道側に圧迫感を与えないよう留意し、建物、交通施設、

緩衝緑地等がバランス良く調和した配置計画を行うこと。

- ・周辺環境や会葬者のプライバシー等に配慮し、外周道路（出入口除く。）から火葬場敷地内の様子がわかりにくくなるよう計画すること。
- ・敷地周囲の既存石垣・塀の活用又は撤去については事業者の提案とする。
- ・北陸電力導水管荷重影響範囲内（募集要項公表時に示す。）には建物を建築しないこと。
- ・現斎場を稼働させながらの工事となるため、建替え期間中において現斎場の環境や運営に支障のないよう、工事の影響を最低限に抑えるべく、特に以下の点に配慮すること。
 - ア 現斎場への霊柩車・会葬者の安全なアプローチ動線を確保し、工事用車両動線と輻輳しないよう配慮する
 - イ 会葬者の心情に配慮し、工事に伴う騒音・振動・埃等の発生を極力抑制する。
- ・夜間や休業日に敷地内に車両等が無断で進入できないよう、敷地周囲に柵等（周辺環境との調和に配慮）を設けること。

（6）建築意匠の仕上げ計画

- ・建築意匠の仕上げは、周辺環境との調和及び人生終えんの場合として相応しいものとする
- ・維持管理に留意し、清掃や管理の行いやすい施設となるように配慮すること。
- ・内外装については、有害物質等が発生するおそれのある材料の使用を避け、断熱性にも配慮しながら、建物の耐久性を高めるよう計画すること。
- ・仕上げの選定に当たっては、「第1章5適用法令・基準」に示す設計基準、仕様書等に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とし、施設の特性に十分配慮したものとする
- ・施設案内板や室名等の誘導サインは、高齢者や障害者に配慮した分かりやすい表示とすること。
- ・車寄せやエントランスホール、告別・収骨・炉前ホール、トイレ等、多数の利用者が利用する場所の仕上げ面については、各所の機能に適し、美観を損なわない材料を用いること。また、床は滑り止めの加工を施すこと。なお、実際の選定に当たっては事業者の提案とする。

5 建築付帯設備要件

（1）基本要件

- ・省エネルギーと地球環境保全の対策を考慮すること。
- ・高齢者及び障害者も含めた全ての利用者に対し安全性と利便性を確保すること。
- ・安全かつ効率的な作業環境及び執務環境を確保すること。
- ・非常時にも安全に使用できる設備とすること。

- ・設計及び施工においては、原則として「第1章5適用法令・基準」に示す設計基準、仕様書等によることとし公共施設の標準的水準以上を確保すること。
- ・本要求水準書に記載のないものについても、関連法令等に従って必要な設備は全て整備すること。

(2) 電気設備

各種電気設備の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。

①電灯設備

- ・照明器具、コンセント等を必要な箇所に整備すること。
- ・LED等の省エネルギー型器具を積極的に採用すること。
- ・自動昇降装置等を整備するなど、高所にある器具を容易に保守管理ができるようにすること。
- ・トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯が可能な方式とすること。
- ・外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯が可能な方式とすること。

②動力設備

- ・動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。

③受変電設備

- ・適切な変圧器構成とすること。

④非常用電源設備

- ・災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備すること。
- ・発電設備の能力は、建物保安用設備等の重要設備、火葬炉12基、及び火葬業務遂行のために最低限必要な設備を72時間（3日間）連続運転できるものとする。台数等は事業者の提案による。
- ・非常用照明、受変電設備の操作用電源を設けること。
- ・無停電電源装置等を設ける設備は、事業者の提案とする。

⑤電話設備

- ・内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を、施設内要所に設置すること。

⑥時計設備

- ・施設内要所に電波時計等、誤差の生じにくい時計を設置すること。

⑦音響設備

- ・多目的室に、マイク等の音響設備を設置すること。

⑧避難誘導設備

- ・災害・非常時の避難誘導のための放送設備を設置すること。

⑨誘導支援設備

- ・視覚障害者誘導用ブロック、点字標示板等、利用者の誘導支援に必要な設備を整備する

こと。

- ・ユニバーサルデザインに配慮し、適切な誘導支援設備を整備すること。

⑩テレビ受信設備

- ・テレビを設置する箇所については事業者提案とし、受信料等は事業者の負担とする。

⑪テレビ電波障害防除設備

- ・建物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、周辺に施設建設に伴うテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設けること。

⑫監視用カメラ設備

- ・排気筒監視用にカメラ設備を設置すること。

⑬防犯設備

- ・夜間や閉場日に、斎場施設内及び駐車場に無断で進入できないようにすること。
- ・その他、カメラ等の防犯設備を適切に設置すること。設置箇所については、事業者の提案による。

⑭自動火災報知設備

- ・消防機関への火災通報装置を設置すること。

⑮中央監視制御設備

- ・中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉制御室で、防犯設備、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行えるよう、中央制御方式とすること。

⑯計量設備

- ・物品販売業務及び自主事業に使用する電力、ガス及び水道を別途計量できるように子メーターを設置すること。設置にかかる費用は、事業者の負担とする。

(3) 機械設備

①空気調和設備

- ・冷暖房用熱源システムは事業者の提案による。各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用すること。
- ・省エネルギー型器具を積極的に採用すること。

②換気設備

- ・告別・収骨室、お別れホール、その他の諸室に換気設備を設置すること。
- ・告別・収骨室、お別れホールについては、臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分に配慮し対策等を施すこと。

③排煙設備

- ・「建築基準法」及び「消防法」に基づく排煙設備は、自然排煙を原則とする。

④衛生器具設備

- ・高齢者、身体障害者、乳幼児連れ利用者にも使いやすい器具を採用するとともに、少な

くとも本施設内の一か所にはオストメイト対応等の多機能トイレを設置すること。オストメイト対応の多機能トイレにはパウチ洗浄用の専用流し台を設けること。

- ・便器は洋式を基本とすること。男子用には小便器も設置すること。
- ・トイレには、異常を知らせる通報設備を設置すること。
- ・節水型の器具を採用すること。

⑤給水・給湯設備

- ・給水・給湯設備を設置すること。方式、系統は事業者の提案とする。

⑥排水設備

- ・汚水、雑排水は、農業集落排水へ排出すること。
- ・農業集落排水への排出計画については本市の担当課（農村整備課）と事前協議すること。

⑦消防設備

- ・「消防法」等の規定に準拠した消防設備を設置すること。

⑧融雪・消雪設備

- ・駐車場、エントランスには融雪・消雪設備を設置すること。エントランスへのアプローチ歩道、エントランス車寄せは、利用者が濡れないように工夫すること。

6 火葬炉整備要件

(1) 基本要件

①火葬炉設備概要

ア 火葬炉設置基数

- ・火葬炉 12 基（うち胞衣産汚物炉 1 基）

イ 設計上の留意すべき事項

- ・ダイオキシン類、ばい煙、臭気、騒音等の公害発生防止に留意し、いかなる場合も無煙・無臭とすること。
- ・高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有すること。
- ・省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。
- ・快適で安全な作業環境を確保し、適切な衛生環境となるよう計画すること。
- ・遺族や会葬者の火傷防止等安全に十分配慮した計画とすること。
- ・火葬に係る作業全般において、極力自動化を図り、コストの低減を目指すこと。
- ・維持管理や将来的なオーバーホール等が容易な構造とすること。
- ・火葬開始後は、いかなる部位の故障があっても、当該火葬炉内で火葬を完了させること。
- ・1 排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系列内の当該炉以外は、運転が可能なシステムとすること。
- ・設備機器は十分な耐震性能を有すること。

②火葬炉設備主要項目

ア 火葬重量等

(ア) 火葬重量

火葬炉の火葬重量は次のとおりとする。

区分	遺体重量等	棺重量	副葬品
火葬炉	～120kg	25kg	5kg

(イ) 最大棺寸法

最大棺寸法は次のとおりとする。

区分	長さ	幅	高さ
火葬炉	2,100mm	650mm	550mm

イ 火葬炉主要機能

火葬炉の主要機能は、以下のものとする。

(ア) 火葬時間

60分

a 火葬炉

主燃バーナの着火から消火まで通常60分以内とする。(ただし、遺体重量80kg以上はその限りでない。)

b 冷却時間

炉内及び前室での強制冷却により、火葬終了後、15分程度で収骨が可能な温度になるものとする。

c 1日あたり運転回数(火葬炉)

通常時 2回/炉・日

繁忙時 3回/炉・日

d 使用燃料

灯油とする。

e 主要設備方式

(a) 炉床方式

台車式

(b) 排出ガス冷却方式

均一、急速に降温できる方式とする。

(c) 排気方式

事業者提案とする。

f 燃焼監視・制御

・各火葬炉について、焼却と冷却、排出ガスの冷却及び処理等の運転に係る各機器の

制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して管理するものとする。また、主要項目のデータについては記録し、本市が要求した場合は本市へ提示すること。

g 異常・非常時の運転

- ・炉内温度、炉内圧、排出ガス温度等に異常が生じた場合には迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- ・停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。

h 安全対策

- ・日常運転における危険防止及び誤操作による事故防止のため、各種インターロック機能を設け、非常時には各装置が全て安全側へ作動する危険回避機能を備えること。
- ・自動化した部位については、全て手動操作が可能ないように設計すること。
- ・職員の火傷防止のため、表面温度が高温となる部分には断熱工事を行うこと。
- ・職員の安全、事故防止に十分配慮すること。

③公害防止基準

公害防止基準は以下のとおりとする。

ア 排出ガス基準

排出ガス基準は、次表のとおりとし一工程の平均値とする。

物質	排気筒出口濃度
ばいじん量	0.04g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	30ppm以下
窒素酸化物	250ppm以下
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下
塩化水素	50ppm以下

イ 臭気基準

特定悪臭物質については、「悪臭防止法」及び「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」に基づき、次の基準値以下とする。

また、臭気濃度については、敷地境界において10以下とする。

地点	特定悪臭物質	規制基準値
各排気筒出口	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	法に基づき算定した流量又は濃度
敷地境界	アンモニア	1ppm
	メチルメルカプタン	0.002ppm

	硫化水素	0.02ppm
	硫化メチル	0.01ppm
	二硫化メチル	0.009ppm
	トリメチルアミン	0.005ppm
	アセトアルデヒド	0.05ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm
	イソブタノール	0.9ppm
	酢酸エチル	3ppm
	メチルイソブチルケトン	1ppm
	トルエン	10ppm
	スチレン	0.4ppm
	キシレン	1ppm
	プロピオン酸	0.03ppm
	ノルマル酪酸	0.001ppm
	ノルマル吉草酸	0.0009ppm
	イソ吉草酸	0.001ppm

ウ 騒音基準

全炉運転時に次の基準値以下とする。

地点	時間区分	基準値
敷地境界	昼間 (8:00~19:00)	55dB
	朝夕 (6:00~8:00、19:00~22:00)	45dB
	夜間 (22:00~翌朝6:00)	40dB
炉前ホール	—	60dB

エ 振動基準

全炉運転時に次の基準値以下とする。

地点	時間区分	基準値
敷地境界	昼間 (8:00~19:00)	60dB
	夜間 (19:00~翌朝6:00)	55dB

オ その他

- ・示された基準値は、特に断りがない限り、酸素濃度 12%換算値とする。
- ・本項に特に指定しないものについては、関係法令、関係条例によるものとする。

④排出ガス等検査

着工前、竣工時及び年1回以上、本市の立会いのもと排出ガス等の検査を実施し、検査結果を本市に報告すること。なお、排出ガス等の検査は、法的資格を有する機関に委託すること。

ア 基本条件

- ・排出ガス等検査は、公害防止基準に掲げた項目について実施する。なお、事業者は検査方法等を明記した検査要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ・検査項目ごとの測定方法及び分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠して行うこと。
- ・排出ガス等検査の結果、公害防止基準のうち1項目でも基準値を満たさない場合は、その原因を速やかに本市に報告して事業者の責任において改善を行い、改めて再検査を行うこと。なお、排出ガス等検査は事業者の負担により実施すること。

イ 着工前調査

- ・着工前に、現況を把握するため、敷地境界付近において、大気汚染物質、特定悪臭物質、臭気、騒音、振動の測定を行うこと。
- ・測定地点は、本市と協議して決定するものとする。

ウ 竣工時検査

- ・竣工時に、大気汚染物質、ダイオキシン類、特定悪臭物質、臭気、騒音、振動の測定を行うこと。
- ・調査地点は、大気汚染物質、ダイオキシン類、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質については各排気筒出口、その他の項目については、着工前調査地点とすること。
- ・大気汚染物質、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質、ダイオキシン類は、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。
- ・特定悪臭物質のうち敷地境界での値が定められている物質、臭気については、応募者の提案する運営計画上最大数の炉が同時運転されている時に実施すること。
- ・騒音、振動に関わる測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。

エ 年1回検査

- ・毎年1回以上、大気汚染物質、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質、ダイオキシン類の測定を行うこと。
- ・測定時期及び測定対象系列（毎年1系列）は、その都度、本市が指定する。
- ・なお、測定時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前の時期とし、事業者の維持管理計画を勘案して本市が指定するものとする。

オ その他

- ・周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと。

⑤材料及び機器

ア 基本事項

- ・使用する材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。
- ・なお、使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ事業者の判断により選定すること。また、できる限り汎用品を使用すること。

⑥保証事項

ア 責任施工

- ・本要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成のため、又は性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備すること。

イ 保証内容

（ア）機器の保証

- ・事業期間中は、すべての機器の性能・能力を保証するものとする。
- ・事業期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修・改修又は交換すること。

（イ）性能の保証

- ・本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、本市が提示した火葬重量と異なっても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとする。

（２） 機械設備

燃焼設備の数量は以下を基本とする。

各種機械設備工事の実施に当たっては、下表に記載のない設備についても、火葬炉運転に必要な設備については、事業者の責任において、整備すること。

設備	数量	備考
主燃焼炉	12炉	火葬炉12基 (胞衣産汚物炉1基を含む)
炉断熱扉	12面	
炉内台車		数量は事業者の提案による
炉内台車移動装置		
再燃焼炉		
炉内圧制御装置		
主燃焼炉用バーナ		
再燃焼炉用バーナ		
燃焼用空気送風機		
排風機		
煙道		
排気筒		

排出ガス冷却設備		
集じん装置		
集じん灰排出装置		
触媒装置		
炉前化粧扉	11組	火葬炉11基 (胞衣産汚物炉を含まない)
前室	11組	
残骨灰・集じん灰吸引設備		数量は事業者の提案による
棺運搬車		数量は事業者の提案による
炉内台車運搬車		数量は事業者の提案による ※棺運搬車との兼用可。
遺体霊安庫	2体分	

① 共通事項

ア 一般事項

- ・設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、柵、手すり、架台等を適切な場所に設けること。
なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- ・機器の配置については、点検、整備、修理などの作業を安全かつ効率的に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- ・高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢で行える作業台を設けること。
- ・騒音、振動を発生する機器類は、防音、防振対策を講じること。
- ・回転部分、運転部分、突起部分には、保護カバーを設けること。

イ 歩廊・作業床・階段工事

- ・通路は、段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- ・必要に応じて、手すり、ガードを設ける等、転落防止策を講じること。
- ・歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない（2方向避難の確保）。

ウ 配管工事

- ・使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- ・建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわぬよう留意すること。
- ・要所に防振継手を使用し、振動対策を講じること。
- ・バルブ類は、定常時の設定（「常時開」等）を明示すること。

エ 保温・断熱工事

- ・火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、保温、断熱工事を行うこと。
- ・外装材等は使用環境に適した材料を選定すること。
- ・高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ・ケーシング表面温度は、最高でも 50℃以下となるよう施工すること。

オ 塗装工事

- ・機材、装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- ・塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。

- ・塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- ・塗装仕上げは、原則として錆止め塗装補修後、中塗り1回、上塗り2回とする。
- ・機器類は、原則として機器名を表示するものとする。
- ・配管は、各流体別に色分けをし、流体名と流動方向を表示する。

カ その他

- ・火葬業務に支障が生じないように、自動操作の機器は手動操作への切り替えができるものとする。
- ・本設備は、地震の際にも安全及び施設機能の確保が図れるよう施工すること。
- ・火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に復旧して業務を継続できるものとする。
- ・将来の火葬炉の更新等を考慮した機器配置とすること。
- ・設備の運転管理に必要な点検口、サンプリング口及び掃除口を適切な場所に設けること。

② 燃焼設備

ア 主燃焼炉

- ・形式は、台車式とすること。
- ・ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の侵入がない構造とすること。
- ・炉の構造材は、使用場所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。
- ・棺の収容、焼骨の取出しが容易である等、維持管理面を考慮した構造とすること。
- ・ダレッキ操作をしないで、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- ・不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- ・省力化を考慮し、自動化を図ると共に操作が容易な設備とすること。
- ・炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。

イ 炉断熱扉

- ・堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が保持できる構造とすること。
- ・開閉装置の故障又は点検の際には、手動で開閉できるものとする。

ウ 炉内台車

- ・棺の収容、焼骨の取出しが容易なものとする。
- ・十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。

エ 炉内台車移動装置

- ・安全性・操作性に優れた構造とすること。
- ・故障時においても、手動で運転・操作できる構造とすること。
- ・主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。

オ 再燃焼炉

- ・燃焼効率及び排出ガスの攪拌・混合性に優れた構造とすること。
- ・炉内温度は、800℃以上とし、ばい煙、ダイオキシン類、臭気の分解が十分行われる構造

とすること。

- ・ 燃焼効率がよく、火葬開始時から、ばい煙、ダイオキシン類、臭気の分解に必要な性能を有する構造とすること。
- ・ 最大排出ガス発生時の滞留時間を1秒以上とすること。

カ 燃焼装置

(ア) 主燃焼炉用バーナ

- ・ 火葬に適した性能を有し、安全で確実な着火と安定した燃焼ができるものとすること。
- ・ 燃焼効率がよく、低騒音で、安全性が高いものとすること。

(イ) 再燃焼炉用バーナ

- ・ ガスとの混合接触が十分に行える火炎形状とすること。
- ・ 安全で確実な着火と安定した燃焼ができるものとすること。
- ・ 低騒音で、安全性が高いものとすること。
- ・ 燃焼量の調整が可能なものとすること。

(ウ) 燃焼用空気送風機

- ・ 安定した制御ができるものとすること。
- ・ 低騒音、低振動のものとすること。

③通風設備

ア 排風機

- ・ 風量、風圧に余裕があるものとすること。
- ・ 排出ガスに対する耐熱性、耐蝕性を有するものとすること。
- ・ 低騒音、低振動のものとすること。

イ 炉内圧制御装置

- ・ 圧力変動に対する応答が速く、安定した制御ができるものとすること。
- ・ 炉内圧力の制御は、炉ごとに単独で行えるものとすること。
- ・ 高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- ・ 点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。

ウ 煙道

- ・ 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排出ガスの通路とする。
- ・ ダスト堆積がない構造とすること。
- ・ 内部の点検・補修がしやすい構造とし、適所に点検口等を設けること。
- ・ 熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- ・ 排出ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮するものとすること。

エ 排気筒

- ・ 騒音発生の防止、排出ガスの大気拡散、雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とする。排気筒上部にかさ等を設置しないこと。

- ・耐振性、耐蝕性、耐熱性を有するものとする。
- ・排出ガスの偏流がなくサンプリングが安全に行える位置にサンプリング口を設けること。

④ 排出ガス冷却設備

- ・再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで短時間で均一に降温できる構造とすること。
- ・耐熱性、耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- ・排出ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
- ・温度制御方式は、自動的に制御できるものとする。
- ・冷却設備出口における排出ガス温度は、200℃以下とすること。

⑤ 排出ガス処理設備

ア 集じん装置

- ・排出ガス基準を遵守するため、バグフィルター等の集じん装置を設置すること。
- ・排出ガスが偏流しない構造とすること。
- ・排出ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- ・高温の排出ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。
- ・捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。
- ・室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。

イ 集じん灰排出装置

- ・集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
- ・保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

ウ 触媒装置

- ・排出ガス基準を遵守するため、触媒装置を設置すること。

⑥ 付帯設備

ア 炉前化粧扉

- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤で行うが、手動開閉も可能とすること。
- ・室内意匠に合わせやすらぎのある空間となるよう、化粧扉の意匠を工夫すること。

イ 前室

- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・遺族や会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。

- ・炉内台車等の清掃が容易にできる構造とすること。
- ・炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。

ウ 棺運搬車

- ・棺運搬車は、棺を霊柩車から告別・収骨室、炉前ホールまで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に棺を安置するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とするが、手動切り替えで容易に走行できる構造とすること。
- ・美観に優れた材質で製作すること。
- ・バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。

エ 残骨灰・集じん灰吸引設備

- ・台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- ・低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- ・自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるように整備すること。
- ・炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。

オ 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

- ・炉内台車を運搬するための専用台車である。
- ・電動走行式とするが、手動切り替えで容易に走行できる構造とすること。
- ・炉内台車の出入を自動で行える装置を備えること。
- ・バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。
- ・遺族や会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。
- ・棺運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用してもよい。

カ 燃料供給設備

- ・各火葬炉、胞衣産汚物炉の焼却毎の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。

キ 遺体霊安庫（業務用冷蔵庫）

- ・2体分の棺の収容、取り出しが容易なものとする。
- ・庫内寸法、冷却能力に余裕を持たせること。
- ・省エネルギー型器具を積極的に採用すること。

（3）電気・計装設備

①一般事項

- ・火葬炉設備の運転及び管理面で作業能率の向上及び安全が図れるよう、火葬炉設備に必要なすべての電気設備工事及び計装設備工事を行うこと
- ・火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
- ・計装項目は、「計装制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする。
- ・機器の運転管理は、現場操作盤及び中央監視室の両方で行えるものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置等を備えること。

- ・現場操作盤での操作が中央監視室より優先されるシステムとすること。
- ・火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相 200V (60Hz)、制御用は単相 100V (60Hz) とすること。
- ・火葬炉設備の排気系列等は事業者提案とするが、将来の更新を考慮した計画とすること。
- ・円滑な管理・運営を目的としたシステムと連携可能な機能を有するものとすること。

計装制御一覧表

監視項目	制御			中央監視制御				現場操作盤			
	自動 (主な制御対象装置)	手動		指示表示	操作	記録	警報	指示表示	操作	警報	
1	主燃焼バーナ火炎2	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○		○
2	再燃焼バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○		○
3	主燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
4	再燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
5	再燃焼炉酸素濃度	○	送風機	○	○	○	○	○	○	○	○
6	集じん装置入口温度	○	バイパスダンパー	○	○	○	○※バイパス時	○	○	○	○
7	主燃焼炉内圧	○	排出ガス排出量	○	○		○	○	○	○	○
8	集じん装置出入口圧	○	集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○	○
9	運転状態表示				○				○		
10	燃料消費量				○		○		○		○
11	火葬炉稼動積算時間		各火葬炉の主燃焼、再燃焼		○		○※バーナ点火時		○		
12	集じん装置稼動積算時間		各集じん装置				○				
13	燃料緊急遮断(地震感知含む)	○	燃料遮断装置(各火葬炉)	○	○	○	※遮断弁作動時	○	○	○	○
14	火葬炉緊急停止		各火葬炉設備	○	○	○	※操作時	○	○	○	○
15	残灰吸引圧		残灰吸引装置(各系統)		○			○	○	○	○

②機器仕様

ア 一般事項

- ・計装用配線は、エコケーブル、エコ電線等を使用し、目的及び使用環境に適したものとすること。
- ・電線管は原則として金属管とすること。
- ・電線の敷設には、必要に応じてケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品の中から選択し、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類は、搬入及び将来の更新等を考慮した形状、寸法とすること。
- ・各電動機には原則として現場操作盤を設けること。
- ・必要な箇所にバッテリー等を整備し、停電時にも異常が生じないようにすること。

イ 動力制御盤

- ・鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- ・事業者の判断により、適所に分割して設置してもよい。

ウ 火葬炉現場操作盤

- ・表示・操作機能、自己診断機能、メッセージ機能を備えること。
- ・各機器の操作が手動で可能であること。

エ 中央監視制御盤

- ・火葬炉設備の運転情報を系統別に監視室で集中監視できるものとし、必要な運転情報等の表示及び記録を行うこと。
- ・プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録機能、故障表示・記録機能、各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集し、外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。
- ・各炉の全ての機器の手動操作を中央監視制御装置より行えるものとする。
- ・停電等によるシステムへの障害を防止するため、無停電電源装置を設けるなどシステムの保護に留意すること。
- ・故障・停電時など、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- ・本制御盤の機能は、システムと連携し、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、遺族名表示等のデータの共有化ができるものとする。
- ・各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。

オ 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

- ・炉前化粧扉の開閉操作を行う炉前操作盤を整備すること。

カ その他の制御盤、操作盤

- ・アからオの制御盤及び操作盤以外に必要な盤類については、事業者の責任において整備すること。

キ モニター設備

- ・排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。
- ・モニターは、カラー表示ができるものとし、事務室及び中央制御室に設置すること。

(4) その他の用具等

①保守点検工具等

- ・事業者は、必要な工具を納入し、納入工具リストを提出するものとする。

②収骨用具

- ・収骨用具として、骨壺及び収骨箸を置く収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。

③その他必要なもの

- ・その他、火葬を行うに当たって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。

7 仮設道路、仮設駐車場の整備要件

現斎場を稼動しながらの新斎場の整備であるため、本施設の工事着手前から施工期間中において、現斎場（火葬棟）へのアプローチ道路及び会葬者の仮設駐車場を整備すること。

(1) 仮設道路

- ・現斎場（火葬棟）の玄関口に霊柩車・バスが横付けできるようにすること。
- ・進入口は県道（174号上滝山室線）に設置すること。出口は県道または市道（西番49号線）に設置すること。
- ・出口を市道（西番49号線）に設置する場合は、渡り廊下の一部を解体・撤去し、北陸電力用地を横断することになるが、北陸電力用地の横断に当たっては、地下導水管への影響がないよう、仮設の橋を架けること。この場合の橋脚は導水管荷重影響範囲外に設置すること。
- ・渡り廊下の一部を解体・撤去する場合は、既設の高圧送電線を安全な場所へ移設（迂回）すること。
- ・仮設道路はアスファルト舗装をし、斎場の玄関口にふさわしい気品のある仕上げに留意すること。

(2) 仮設駐車場

- ・仮設駐車場の出入口は、県道または市道に設置すること。
- ・会葬者の安全性や利便性に十分配慮すること。
- ・規模については、50台程度の収容台数とする。
- ・仕上げはアスファルト舗装を行なうこと。

8 建設業務

(1) 業務の対象範囲

各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、新斎場の建設を行う。

(2) 業務期間

具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 計画及び報告

1) 工事実施体制と主任技術者の設置・進捗管理

- ・事業者は、建設業務における専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。（現

場代理人、監理技術者と兼務不可)

- ・建設業務の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

2) 着工前の提出書類

- ・建設工事着手前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類とともに提出し、本市の承認を受けること。必要部数、データ形式等は本市の指示に従うこと。

- ア 工事工程表
- イ 配置技術者届
- ウ 施工計画書（設計照査チェックリスト、再生資源利用計画書、同利用促進計画書等）
- エ 上記すべてのデジタルデータ一式

※提出書類は、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けた後、工事監理者が本市に提出するものとする。

- ・事業者は、施工状況を本市に毎月報告するほか、本市が要請した場合は施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

3) 施工中の提出書類

- ・事業者は、建設期間中に次の書類を工事監理者が承諾の上、遅滞なく本市に提出すること。必要部数、データ形式等は本市の指示に従うこと。

- ア 下請負届（施工体制台帳、施工体系図、注文書及び請書の写し）
- イ 退職金制度届出書、建設業退職金共済制度掛金収納届出書
- ウ 使用資材届（資材の品質、規格を証明する資料、図面等）
- エ 工事履行報告書
- オ 工事監理報告書
- カ 工事打合せ簿
- キ その他必要書類
- ク 上記すべてのデジタルデータ一式

4) 完成時の提出書類

- ・建設業務完成時に次の資料を提出し、本市の承認を受けること。必要部数、データ形式等は本市の指示に従うこと。なお、完成図については、各諸室の面積が分かるよう、各諸室すべてについて壁芯寸法を記載すること。また、平面詳細図や矩形図は、仕上げや下地

の厚さ、断熱材等を記載し、異なる室は、省略しないで記載すること。

- ア 工事完成届
- イ 完成写真及び工事写真帳
- ウ 実施工程表
- エ 出来形管理図
- オ 品質管理図、各種試験成績書
- カ 什器・備品リスト
- キ 備品台帳（本市指定様式）
- ク 什器・備品カタログ
- ケ 建設廃棄物処理委託契約書の写し
- コ 廃棄物マニフェスト集計表
- サ 建設発生土等の運搬集計表
- シ 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- ス 提案書との整合性の確認結果報告書
- セ その他施工管理記録
- ソ 上記すべてのデジタルデータ一式（CAD データ、JWW、TIFF データ含む）

（４） 着工前業務

- ・着工に先立ち、周辺住民との調整を十分に行い、了解を得るよう必要に応じて説明会を実施すること。

（５） 建設期間中業務

- ・各種関連法令等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って建設工事を行うこと。
- ・事業者は、工事現場に工事記録を常備すること。
- ・施設の建設が周辺の生活環境に与える大気質、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、電波障害及び車両の交通障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。また、本市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・工事中においても、工事を円滑に推進できるように、周辺住民等に必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ・周辺その他から工事に関する苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し処理すること。
- ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路

の清掃等、十分な配慮を行うこと。

- ・造成工事においては、濁水が敷地外に流出しないようにするなどの対策を講じること。
- ・隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・特に、北陸電力導水管に影響を及ぼさないよう留意し、掘削工事における山留め対策や振動対策等を十分に行なうこと。
- ・工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- ・工事期間中は既存の斎場等、周辺の他事業の運営に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに本市と協議すること。特に、既存斎場の運用に支障を与えないこと。
- ・本市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- ・工事により発生した廃材等のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- ・工事期間中においても、周辺環境に配慮し敷地内の草刈等適正な管理を行うこと。

(6) 完成時業務

1) 事業者による自主完成検査

- ・事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転を実施すること。
- ・自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本市に書面にて通知すること。
- ・事業者は、本市に対して自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の実施結果を、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しに添えて報告すること。

2) 本市の完成検査確認

- ・本市は、事業者による自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の終了後、完成検査を実施する。
- ・本市は、事業者、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施する。
- ・完成検査は、本市が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- ・事業者は、設備機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する本市への説明を、試運転とは別途実施すること。また、各施設、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成した上で、本市に提出し説明すること。
- ・事業者は、本市の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内

容を是正し、再検査を受けること。再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。

- ・事業者は、本市による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、本市から完成検査合格の通知を受けるものとする。

9 備品等整備業務

- ・施設の維持管理、運営に必要な備品等に関しては、事業者の責任において整備すること。必要な品目は事業者の判断によるが、「添付資料 11 備品一覧」（募集要項公表時に公表予定）に記載の備品は整備すること。なお、「添付資料 11 備品一覧」に示す現斎場の備品を移設し、新斎場にて引き続き利用することも可能とする。
- ・諸室には、利用者の快適性を向上させるような備品を整備すること。
- ・すべての備品には、本市の備品登録シールを貼り付けること。

10 工事監理業務

- ・工事期間中は、事業者において、建築基準法に規定する工事監理者を配置し、工事監理を行うこと。
- ・工事監理者は、原則として提案時に本市に届け出た者が、新斎場の施工及び解体・撤去工事についても監理すること。
- ・事業者は、建設工事着工前に、工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、詳細工程表（定例打合せ日程や各種検査日程等も明記）を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本市に提出して本市の承諾を得ること。

ア 工事監理体制届

イ 工事監理者選任届（経歴書を添付）

- ・工事監理者は、事業者を通じて工事監理の状況を毎月本市に報告し、本市が要請した場合は、随時報告を行うこと。
- ・工事監理は、建築については常駐監理、設備については重点監理とすること。
- ・本市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

11 予約システム整備業務

(1) 概要

4 斎場の予約受付を行う「予約システム」と富山市斎場の運営を支援する「運営支援システム」をあわせて構築し、運営する。

① 予約受付

- ・予約受付の対象は、富山市内 4 斎場の火葬炉、待合室、多目的室、霊安室とし、予約受付システムを構築すること。

- ・事業期間中に予約受付対象施設の変更等があった場合に対応可能なシステムとすること。
- ・予約受付システムは、ウェブサイト方式とし、葬祭業者等がパソコン端末等から予約可能なものとする。
- ・予約受付は、インターネットを利用し、SPCが管理する斎場ホームページにて、24時間受け付けること。なお、火葬場の使用時間内は、電話等による受付を行うこと。
- ・予約受付は、窓口等で受け付けた場合に本市職員が入力することも可能なものとする。

②運営支援

- ・富山市斎場について、予約受付システムと連携した受付情報、炉の稼働状況、告別・収骨・炉前ホール、待合室の空き情報等を統合的に活用するシステムを構築すること。

(2) 機械構成及び仕様

①機器構成

運営システムの機器構成は、下表を基本とし、設置箇所・数量は事業者の提案とする。

装置名	設置箇所	数量	備考
中央制御装置	制御室	1台	
操作卓	事務室	1卓	モニター機能を有する
進行状況表示モニター	制御室・事務室	2台	
手動調整盤	事務室	1台	
告別・収骨・お別れホール表示器	各室前	提案室数と同数	吊下げ、壁埋込等
待合室表示器	各室前	待合室と同数	
多目的室表示器	各室前	1台	

②機器仕様

- ・遺族・会葬者等が視認する表示装置の表示文字はJIS第一水準、JIS第二水準、人名漢字とする。

(3) 機能

予約受付システム、運営支援システムには、次の機能を備えること。

①操作機能（4斎場を対象）

- ・受付情報の追加、修正
- ・各施設の運用状況の登録、修正
- ・施設の休止設定
- ・使用設備の手動変更

- ・その他必要な機能

(胞衣や死産児の火葬受付については、開場時間内に斎場窓口にて受け付けることとする。)

②自動制御機能（富山市斎場のみ対象）

ア 火葬炉制御システムとの接続連携

- ・各炉の制御状況（納棺可、着火、冷却中、冷却完了等）、告別・収骨・炉前ホール利用状況等の情報を受信し、表示の更新に使用する。

イ 施設の自動割付

- ・使用する設備（火葬炉、告別・収骨・炉前ホール、待合室等）を自動的に判断し、割付する。

ウ 進行状況の管理

- ・炉制御情報等により進行状況を把握できるようにすること。把握が必要な進行状況やその区分等については事業者提案とする。

エ 自動表示案内

（ア）表示更新

- ・受付時、施設の割付時、炉の制御情報変化時、操作卓で手動入力時

（イ）表示内容

- ・告別・収骨・炉前ホール表示器、炉前表示器は故人名表記とし、待合室表示器、多目的室表示器は喪家名表記とすること。
- ・その他、進行状況表示モニター等の表示内容は、事業者の提案とする。

（４） 機能及び機器の更新

- ・予約受付システム、運営支援システムは、火葬件数の増減に対応し、火葬炉の稼働2回/日・基と3回/日・基の切り替えが可能なシステムをあらかじめ構築すること。
- ・OS のバージョンアップ等事業期間中に見込まれる変化に対応可能な機能及び機器とすること。

1 2 所有権移転業務

- ・事業者は、本市による完成確認後、建築完了検査、引き渡し及び不動産登記に必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

1 3 各種申請等業務

- ・建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。なお、本市は事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料

の提供その他の協力を行う。

- ・本市の要請に応じて、各種許認可等の写しを本市に提出すること。

1 4 稼動準備業務

- ・施設が供用開始後支障なく稼動するように、供用開始までの維持管理、職員の研修等を含めた稼動準備業務を行うこと。
- ・予約システム導入についての葬祭事業者等への説明を本市と連携して実施すること。
- ・業務の実施に必要な資材、消耗品、光熱水費及び燃料等の調達については、事業者の負担とする。

第3章 維持管理業務要求水準

1 基本要件

(1) 業務の対象範囲

- ・事業者は、本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、各種業務が安全かつ快適に行われ、かつ、利用者が快適に本施設を利用できるよう、施設の維持管理を行い適切な状態を保持すること。
- ・事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、最新版の「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）にも準拠すること。ただし、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスの提供を第一の達成目標として作業仕様を策定することとし、方法や回数等の個々の仕様については、事業者の提案とする。
- ・維持管理業務に必要な備品、消耗品はその都度事業者の負担において更新すること。
- ・建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ただし、事業期間中に大規模修繕が必要となった場合には、事業者は本市の行う大規模修繕が円滑に実施できるよう協力すること。

(2) 業務期間

本施設の引渡し後から事業期間終了までの間とする。

(3) 維持管理計画及び報告

- ・下記に示す各種計画書・報告書を作成し、本市に提出すること。

書類名		作成	提出
全体	長期管理修繕（保全）計画書	毎年	毎年
	業務別作業計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日報	毎日	—
	事業期間終了後の長期維持管理計画書	事業期間終了前	事業期間終了前
建築設備	年間計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
火葬炉設備	年間管理計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	運転日誌	毎日	—
	日常点検記録	毎日	—
	定期点検・整備記録	実施時	毎年
	事故等報告書	事故等発生時	即時
植栽・緑地管理・清掃・警備等	年間管理計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月

- ・各業務及びサービスの提供に支障のないよう配慮した計画とすること。
- ・維持管理業務に関する協議・会議を、本市と定期的、及び必要に応じて行うこと。

(4) 実施上の留意事項

- ・業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とし、可能な限り本市内で調達すること。
- ・業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。
- ・作業員は、職務に相応しい服装を着用すること。
- ・業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的に節約すること。

2 建築物保守管理業務

- ・外構を含む施設の建物各部について、適切な作業計画のもとに、点検、保守、補修・修繕、交換を実施し、施設の性能及び機能を維持すること。点検項目、回数等は事業者の提案によるが、最低限次の項目については点検すること。

項目	要求水準
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと ・ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと ・金属部分が錆び、腐食していないこと ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと
建具（内・外）	<ul style="list-style-type: none"> ・可動部がスムーズに動くこと ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれていること ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと ・自動扉、シャッターが正常に作動すること
天井・内装	<ul style="list-style-type: none"> ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと ・仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること ・漏水、カビの発生がないこと
床	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、浮き、摩耗、剥がれ等がないこと ・歩行及び運営業務に支障がないこと
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障をきたさないこと
手摺等	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき、ささくれ等がないこと
駐車場、構内道路	<ul style="list-style-type: none"> ・路面に凹凸、水たまりが発生しないこと ・マーキングの剥がれ、ひび割れがないこと
側溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、欠け等がないこと ・落ち葉等で詰まっていないこと
案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・金属部分が錆び、腐食していないこと ・変形、損傷がないこと ・表示が褪せていないこと

3 建築設備保守管理業務

- ・電気設備、機械設備、監視制御設備及び防災設備等について、適切な作業計画のもとに運転・監視、点検、保守、補修・修繕、交換、分解整備、調整等を実施し、設備の性能及び機能を維持すること。
- ・設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転管理計画を策定し、それに従って各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- ・関係法令を遵守して適切な点検を実施するのに加え、上記の目的及び要求水準を満たすための設備点検計画を策定し、それに従って定期的に点検・対応を行うこと。

4 火葬炉保守管理業務

- ・火葬炉設備保守管理業務年間計画を策定し、当該計画書に基づき、設備の運転監視、日常点検・巡視、定期点検・測定・整備を実施すること。
- ・基本要件に定めた各記録の内容は、以下のとおりとし、これらの管理記録は、事業期間中保管すること。

記録	内容
運転日誌	火葬炉運転日誌、胞衣産汚物炉運転日誌、性別・年齢別火葬件数、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の使用状況等
点検記録(日常、定期)	燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排出ガス処理設備、電気計装設備、運営・支援システム、付帯設備(燃料供給設備を除く)の点検表
整備・事故記録	定期点検整備、補修、事故、故障の記録

- ・修繕等が必要な場合は、事業者の負担において、ただちに修繕等を実施すること。
- ・運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに必要な対応策を講じること。また、これらを本市に報告すること。
- ・日常点検・巡視、運転及び監視の結果を毎月、定期点検、測定及び整備の結果を少なくとも毎年、本市に報告すること。

5 清掃業務

- ・各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるようにするため、清掃を実施し、施設及び敷地を美しく衛生的に保つこと。
- ・日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定・実施し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃すること。
- ・業務範囲は、本施設及び敷地全体とする。
- ・清掃業務によって発生した廃棄物は、適正な処理を行うこと。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。

6 植栽・外構維持管理業務

- ・対象範囲は敷地全体とする。
- ・進入路及び駐車場、車寄せ等の外構施設の維持、管理を行うこと。
- ・緑樹を保護・育成・処理して、美しい環境を維持すること。
- ・敷地の周囲に整備された境界柵は、適切な状態に維持すること。
- ・植物の形状、生育状況及び植物の病害虫等に対する点検並びに剪定、施肥及び病害虫防除のための消毒等の手入れを適切な管理計画に沿って実施すること。
- ・薬品等は適正な管理を行うこと。
- ・業務終了後は、門扉等の施錠確認及び火気の始末に努めること。

7 環境衛生管理業務

- ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、害虫の駆除、空気環境の測定、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、施設の消臭作業を実施すること。
- ・駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- ・業務に使用する薬品等は適正な管理を行うこと。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。

8 警備業務

- ・火災、盗難、不正行為及び加害行為を予防し、発見に努め、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図ること。
- ・施設の利用時間外は、建物内外の主な出入り口及び扉の施錠を行うとともに、本件施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- ・火葬場の使用時間内は人的警備、使用時間外は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合わせて実施すること。
- ・人的警備に当たっては、施設の利用時間、用途、規模等を勘案して適切に巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。
- ・機械警備に当たっては、機械監視装置による不審者の発見及び排除等を行うこと。

9 残骨灰及び集じん灰処理業務

- ・残骨灰及び集じん灰は、それぞれ分別し、適切に管理すること。
- ・残骨灰については、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に則り適切に処理すること。
- ・残骨灰の処理回数、実施時期については事業者提案に委ねるが、適切に実施すること。
- ・残骨灰の取扱いは、丁寧を旨とし、不敬にあたることのないようにすること。
- ・集じん灰の最終処分地は、富山・石川・福井の3県内で設けることとする。
- ・集じん灰搬出の際は、年1回、ダイオキシン類濃度を測定すること。

- ・残骨灰及び集じん灰処理は、市民感情及び環境に配慮して適正に実施すること。

10 予約システム保守管理、更新業務

- ・予約に支障が起きないように予約システム保守を行うこと。
- ・予約システムの更新等が必要となった場合は適宜更新を行うこと。
- ・予約受付システムに支障が発生した場合には、直ちに本市に報告し、対応を協議すること。

11 その他

(1) 備品等管理業務

- ・備品台帳を作成し、備品の補充及び管理を確実に行うこと。
- ・備品等の経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに修繕若しくは交換を行うこと。また、本市が劣化や汚れ等が著しいと判断し、改善を求める備品等についても、速やかに修繕若しくは交換を行うこと。
- ・交換した備品等についても、本市の備品登録を行い、各備品に本市の備品登録シールを貼り付けること。
- ・その他、必要な品目や予備品の数量については、事業者の提案とする。

(2) 除雪業務

- ・敷地内に積雪した場合、除雪作業を行い、車両及び人の出入りに支障がない状態を維持すること。

第4章 運營業務要求水準

1 基本要件

(1) 概要

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、本施設を円滑に運営し、公共サービスの提供を行う。

(2) 業務期間

施設供用開始から事業期間終了までの間とする。

(3) 運営計画及び報告

下記に示す各種計画書・報告書を作成し本市に提出すること。

書類名		作成	提出
運営	長期運営計画書	毎年	毎年
	年間運営計画書	毎年	毎年
	業務報告書(月報)	毎月	毎月
	業務日報	毎日	—
自動販売機・売店・その他の自主事業	業務計画書	毎年	毎年
	実績報告書	毎年	毎年

(4) 全体要件

- ・施設の安全性を確保し、利便性、信頼性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。
- ・利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、従業員教育を実施すること。
- ・運營業務に関する協議・会議を、本市と定期的及び必要に応じて行うこと。
- ・業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とし、可能な限り本市内業者から購入すること。
- ・施設の運営に当たっては、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。
- ・運營業務の履行に係り作成する資料等を本事業以外の目的で使用しないこと。また、個人情報管理には十分に注意すること。
- ・業務の実施に必要な電気、水道、ガス及び灯油は、計画的に節約すること。
- ・敷地内は禁煙とする。屋外の適切な場所に必要な受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた喫煙場所を設け、当該場所での喫煙のみ可能とすること。

2 施設の運営概要

(1) 開場日

- ・休業日は、1月1日及び本市が別に定める日とする。身体の一部については開場時間内

の受付とする。

- ・定期点検等による休業日等を設定する際は、事前に本市と調整を行うこと。

(2) 開場時間及び使用時間

- ・火葬場の開場時間は8時30分から17時15分とし、使用時間は9時から17時までを原則とする。ただし、状況に応じて、本市と協議の上で使用時間の延長を可能とする。
- ・多目的室の使用時間は、9時から17時までを原則とする。

(3) 使用料

- ・条例に定める。

3 予約受付業務

- ・施設の予約受付は、インターネットを通じて24時間対応とすること。
- ・身体の一部及び胞衣産汚物については、インターネット予約の対象外とする。
- ・予約システムを活用した予約受付を行うこと。
- ・富山市斎場については、電話による予約受付も実施すること。
- ・1日2回(8:30、17:00頃) 婦負斎場、大沢野斎場、北部斎場に対し、各斎場の予約状況をFAXすること。
- ・予約情報を活用し、斎場の運営を円滑に行えるよう、工夫すること。
- ・予約システムの不正利用を発見した場合には、本市に報告し、協議の上適切に対応すること。
- ・受付に当たっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、利用者の受付の順番には注意すること。

4 利用者受付業務

- ・霊柩車等の車両の安全に十分配慮し、適切に車両を誘導すること。
- ・霊柩車等の到着時に、受付での手続を案内すること。
- ・利用者から火葬許可証を受領し、内容を確認すること。
- ・利用者から使用料を徴収すること。
- ・火葬終了後、火葬許可証へ押印し、利用者に返却すること。

5 火葬業務

火葬業務については事業者の提案に委ねるが、下記の事項に留意し、適切に実施すること。

- ・棺を棺運搬車で告別・収骨室、炉前ホールに移動し、告別の準備を行うこと。
- ・遺族や会葬者を告別室に案内し、告別の補助を行うこと。

- ・遺族や会葬者が輻輳しないよう誘導すること。特に火葬が集中する時は、適切に職員を配置すること。
- ・告別・収骨室から炉前へ棺を移動し、喪主に名前を確認した後、入炉すること。
- ・入炉時及び出炉時等、遺族や会葬者の安全に配慮すること。
- ・遺族や会葬者に収骨予定時間等の説明を行い、待合ロビー又は待合室へ案内すること。
- ・遺族や会葬者に火葬終了の案内を行い、告別・収骨室へ案内すること。
- ・喪主に名前を確認した後、焼骨を出炉し、収骨の準備を行うこと。
- ・収骨トレイへの焼骨の移動等の収骨準備は、地域の風習を考慮して行うこと。
- ・業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、炉の施錠・開錠を喪主と共にを行うこと等で焼骨の取り違え事故が発生しないよう十分配慮すること。
- ・収骨の方法については、地域の風習に従うこと。なお、収骨の手伝いについては事業者の判断とする。
- ・収骨後の残滓については、遺族や会葬者の同意を得た上で、適正に処理すること。
- ・遺族や会葬者の退室後、告別・収骨室の清掃を行うこと。

6 火葬炉運転業務

- ・副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- ・所要時間は台車移動等も含め、告別 15 分、火葬 60 分、冷却 15 分程度であるが、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。
- ・機器故障などが発生しないよう、日ごろから点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。
- ・火葬炉の運転にあたっては、環境保全に配慮し、排出ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守した上で、さらに一層の削減に努力すること。
- ・遺族の心情や遺体の尊厳に配慮しながら炉室業務を行うこと。
- ・死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。

7 胞衣等の火葬業務

- ・身体の一部に関しては、胞衣産汚物炉を使用すること。但し、胞衣産汚物炉で焼却できない場合は、火葬炉を使用可とする。

8 待合室関連業務

- ・待合室の使用受付、貸出業務を行うこと。なお、待合室の利用は利用者の任意とする。
- ・施設利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるように、茶葉の用意、給茶用具の貸出しや後片付けなど設備貸与に関する業務を実施すること。
- ・待合室及び待合ロビーでは、遺族や会葬者が飲食できるものとする。その際、ごみは、

施設利用者に持ち帰っていただくこととすること。

- ・施設利用者、その他本市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。
- ・自主事業として事業者が利用者に対する飲食提供を行うことは可能とするが、その場合であっても各利用者（利用者が依頼する葬祭業者等も含む。）による飲食物の持ち込みを妨げないこと。

9 多目的室関連業務

- ・多目的室及び霊安室の使用受付、貸出業務を行うこと。
- ・各種備品の貸し出しを行うこと。なお、貸室方式とし、祭壇等の備品を貸し出す場合でも、設営は業務範囲に含まない（各利用者に実施させること）。
- ・利用者到着時に、施設案内や設備等の説明を行うこと。
- ・利用者の希望に応じて、霊安室に遺体を一時的に安置すること。

10 物品販売業務

- ・自動販売機を設置して物品等の販売業務を行うこと。自動販売機の設置は必須とする。
- ・自動販売機は敷地内（北陸電力所有地を除く。）に設置可能とする。
- ・自動販売機及び販売物の価格は、一般的な市場価格を参考にし、適正な価格設定とすること。
- ・物品販売事業に係る売上金は、事業者に帰属するものとする。
- ・事業者は、自動販売機の設置に伴う目的外使用に係る使用料を本市に支払うこと。
- ・自動販売機による物品販売業務に要する光熱水費は、事業者の負担とする。光熱水費を明確に計測すること。
- ・定期的に事業実績の報告を行うこと。
- ・事業期間中に自動販売機の台数を変更する場合は、本市に届け出ること。
- ・自動販売機以外に売店を設けるなどして物品販売業務を行う場合は、自主事業として事前に本市の許可を得ること。その場合の売上金は事業者に帰属する。光熱水費等の費用はすべて事業者の負担とする。売店等の設置に伴い施設を使用する場合には使用料を本市に支払うものとする。

11 料金徴収代行業務

- ・受付窓口において、本施設の使用料（火葬炉、多目的室、霊安室、待合室の使用料）として、条例により定めた金額を徴収すること。
- ・徴収した使用料は、本市会計規則に従い適正に取扱うこと。
- ・料金徴収代行業務を第三者に委託することはできない。

12 その他

(1) 勤務管理

- ・職員の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。
- ・サービスの質を確保するため、接遇マニュアルを作成するとともに、定期的に職員教育・研修（人権研修を含む。）を実施すること。

(2) 庶務・広報業務

- ・業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。なお、予約対応を含め、必要な電話料金及び通信費は、事業者の負担とする。
- ・施設の広報及び情報提供のために、ホームページやパンフレット等の施設案内資料を作成し、市民及び利用者等に対し配布やその他の対応を行うこと。
- ・外国人利用者を想定し、英語による施設案内図等の資料を作成し、配布すること。
- ・副葬品に関する市民・葬祭業者への啓発を行うこと。
- ・斎場で急病人が発生した場合、その対応を行うこと。また、急病人への対応に必要な AED やベッド等の器具を備え、常に使用可能であるよう管理すること。
- ・事業者が作成するホームページにより、市民に情報提供を行うこと。
- ・利用者から申請があった場合には、火葬済証明書を発行すること。

(3) 各種資料の作成・保管及び閲覧

- ・関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面、資料等を、施設に備え付けること。また、遺族関係者の請求があったときは、個人情報の保護に留意し、これを閲覧に供すること。
- ・本市の要求に応じて作成資料等を本市に提出すること。

(4) モニタリング

- ・本市が実施するモニタリングに協力すること。本市が要求する資料等については、速やかに本市に提出すること。なお、本市の行うモニタリングの詳細については募集要項に記載する。
- ・各業務について、セルフモニタリングを実施し、結果に基づき、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。
- ・アンケート等により、斎場利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。

(5) 大規模災害時の対応

①本市が被災した場合

- ・大規模災害が発生した場合であって、本市が必要と認めたときは、受付時間、開場時間等を延長し、24時間体制で対応すること。
- ・大規模災害発生時には、周辺住民の緊急避難場所として、一時的に施設を開放し、避難住民への対応を行うこと。その際、遺族及び会葬者への配慮も十分行うこと。なお、施設に損傷等が生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を報告すること。
- ・本対応に要する費用は、本市の負担とする。

②他市町村が被災した場合

- ・大規模災害により、他市町村が被災した場合において、広域災害支援の観点から、本市が他市町村民の火葬を行う必要があると認めた場合は、受付時間、開場時間等を延長し、対応できるようにすること。
- ・本対応に要する費用は、本市の負担とする。

(6) 引き取りを希望しない焼骨

- ・利用者が引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で取り扱うこと。

(7) 心づけ受領の禁止

- ・事業者及び関係者が、遺族や会葬者、葬祭業者等から心づけを受領することはかたく禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等物品も含む。

第5章 現斎場の解体撤去業務

1 基本要件

(1) 業務の対象範囲

- ・現斎場を解体・撤去し、跡地を駐車場及び緑地等として整備すること。
- ・解体・撤去の対象となる現斎場の概要は次のとおり。

	建物合計	火葬棟	式場棟	会館棟	渡り廊下
建築面積	約 1,915 m ²	約 663 m ²	約 435 m ²	約 566 m ²	約 251 m ²
延床面積	約 1,996 m ²	約 576 m ²	約 354 m ²	約 847 m ²	約 219 m ²
構造		R C	R C	R C	R
階数		1	1	3	1
火葬炉数	ロストル式人体炉 11基、汚物炉 1基				

(2) 業務期間

- ・現斎場の解体・撤去は、平成34年（2022年）3月末日までに完了すること。
- ・現斎場の解体・撤去の着手日は事業者の提案とし、新斎場建設に支障のある施設については先行して解体することも可能とする。ただし、現斎場の運営及び新斎場の建設に支障がないスケジュールとすること。
- ・解体撤去期間に敷地外に仮設駐車場が必要となる場合、必要な仮設駐車場は、本市が近隣に準備する予定としているが、仮設駐車場が必要な期間は6か月以下となるよう計画すること。

(3) 計画及び報告

- ・解体・撤去にあたってはあらかじめ現地にて使用材料等の調査を行って施工計画及びリサイクル計画書を作成し、本市の承認を受けた上で業務に着手すること。
- ・基礎、杭等の撤去状況を工事記録に残すこと。
- ・業務完了後、下記の資料を提出し、本市の完成確認を受けること。必要部数及び形式は本市の指示に従うこと。

- ア 工事完了届
- イ 工事記録写真
- ウ 完成図（解体、杭等地中残留物の記録含む）
- エ 製本図、原図、縮小版製本及び左記入図面等が収録された電子媒体一式
- オ 完成検査調書（事業者によるもの）
- カ 完成写真

2 解体撤去業務

- ・現斎場の解体・撤去を行うこと。解体の対象となる施設については、「添付資料3 土地利用現況図」「添付資料5 インフラ整備現況図」及び現状を確認すること。なお、建築物のほか、建築設備（空調等）、浄化槽、地下灯油タンク、噴水・池等についても、あわせて撤去すること。
- ・敷地周囲の既存石垣・塀の活用又は撤去については、事業者の提案とする。
- ・現斎場にはアスベストが含有されていることを前提に、「添付資料9 アスベスト調査資料」を確認し、法令に基づき支障のないよう解体撤去業務を行うこと。
- ・原則として現斎場の基礎、杭等は全て撤去することとするが、会館棟の北陸電力導水管にはほぼ接している基礎・杭等の撤去については導水管への影響が大きいため事業者及び北陸電力並びに市との協議が必要である。但し浄化槽及び地下灯油タンクは撤去すること。
- ・解体撤去業務は、北陸電力導水管に影響を与えないよう、掘削による導水管付近の土圧の変化や振動対策にも十分留意して行うこと。
- ・現斎場の解体・撤去は、北陸電力用地側から行わないこと。また、重機は北陸電力導水管用地上に設置しないこと。
- ・工事実施に当たっては、現斎場の運営に支障をきたさないよう十分配慮するとともに、会葬者、葬祭業者の利用及びその安全に十分配慮すること。
- ・会葬者の心情に配慮し、騒音、振動、埃の飛散等を極力抑制するとともに、施設周囲や外周道路の清掃などを徹底し、周辺環境の保全に配慮すること。

3 廃棄物の処分業務

- ・解体撤去業務、跡地整備業務により発生する廃棄物（本市が指示した物品を含む。）を、関係法令を遵守して適正に処理すること。

4 跡地整備業務

- ・解体・撤去後、跡地を駐車場及び緑地等として整備すること。整備内容は事業者の提案によるが、設計業務要求水準に示す基準を満たす計画とすること。

別紙 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、本文中に定義されるもののほか、次のとおりとする。

項目	定義
点検	建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。「日常点検」とは、点検のうち、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。「定期点検」とは、点検のうち、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
保守	点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
補修	壊れたり、傷んだりした部分をつくろい、実用上支障のない状態に回復させることをいう。
修繕	建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状、又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。「計画修繕」とは、修繕のうち、大規模修繕を除き、耐用年数や劣化状況等から判断して長期的に計画して行う修繕であり、事業者が作成した長期修繕（保全）計画に基づき行う修繕をいう。「経常修繕」とは、突発的な破損や不具合等により必要な修繕をいう。
大規模修繕	建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を伴う修繕をいう。（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。
更新	劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。
清掃	汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材等を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込まれる範囲外のもの（募集要項及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。